

独立行政法人国立病院機構さいがた医療センター 院内感染対策指針

1．院内感染対策指針の目的

この指針は、院内感染の予防・再発防止対策及び集団感染事例発生時の適切な対応など独立行政法人国立病院機構さいがた医療センター（以下「当センター」）における院内感染対策体制を確立し、適切かつ安全で質の高い医療サービスの提供を図ることを目的とする。

2．業務の概要

(1) 院内感染対策に関する基本的考え方

当センターの院内感染対策は、医療機関内においては感染症の患者と感染症に罹患しやすい患者とが同時に存在していることを前提に、手厚い医療的なケアを行う際に必然的に起こりうる患者・職員への感染症の伝播リスクを最小化するとの視点に立ち、全ての患者が感染症を保持し、かつ罹患する危険性を併せ持つと考えて対処する「スタンダードプリコーション」の観点に基づいた医療行為を実践する。あわせて感染経路別予防策を実施する。

個別および病院内外の感染症情報を広く共有して院内感染の危険および発生に迅速に対応することを目指す。

また、院内感染が発生した事例については、速やかに補足、評価して、事例を発生させた感染対策システム上の不備や不十分な点に注目し、その根本原因を究明し、これを改善して行く。

更に、院内感染事例の発生頻度を、院外の諸機関から公表される各種データと比較し、わが国の医療水準を上回る安全性を確保して患者に信頼される医療サービスを提供して、医療の質の向上に寄与することを基本姿勢とする。

こうした基本姿勢をベースにした院内感染対策活動の必要性、重要性を全部署及び全職員に周知徹底し、院内共通の課題として積極的な取り組みを行う。

(2) 院内感染防止対策委員会

院内感染対策に関する院内全体の問題点を把握し改善策を講じるなど院内感染対策活動の中核的な役割を担うために、院長を長とする院内感染防止対策委員会を設置する。その活動は別途定める国立病院機構さいがた医療センター院内感染防止対策委員会規程の定める処による。

(3) 院内感染予防対策チーム（以下ICT）

院内感染防止対策委員会で審議された院内感染対策活動を、より効率よく活動的に実践するために、院内感染防止対策委員会の下部組織としてICTをおく、その活動は別途定めるICT規程の定める処による。

3．院内感染対策に関する職員研修について

ICTは感染対策に関する知識や質の向上を図るため、基本的な感染対策や職業感染防止に関連することなど、全職員を対象とする研修会を年2回以上開催する。

感染管理に関する規程・指針

また、当センター外の感染対策を目的とした各種学会、研修会、講習会の開催情報を広く告知し、参加希望者の参加を支援する。

4．感染症の発生状況の報告に関する基本方針

病院内で感染症が発生した場合は、院内感染が発症した部署の職員が直ちに医療安産管理室へ連絡する。ICTは発生状況や原因を把握し、病院長及び関連部署へ報告する。

感染症法における届出対象疾患と診断した場合や感染症が多発した場合など行政への報告が必要と判断した場合は速やかに保健所へ報告する。保健所より指導を受けた場合は、指導に従い、対策を実施する。

5．院内感染発生時の対応に関する基本方針

医療安全管理室は院内で感染が発生したと報告があった場合、ICTは部署の職員と協力して発生状況や原因を把握し、速やかに対応する。また、家族や患者に対して、疾患の説明とともに、手洗いやマスク着用など感染防止について必要性を含めて説明し、協力を得る。

状況に応じて感染対策委員長が感染対策委員を招集し、臨時の感染対策委員会を開催する。ICTは日頃よりサーベイランスを実施し、病院感染の発生の有無を監視し、発生が疑われた時は速やかに対応する。

6．新感染症、指定感染症などについて

事前に当センターとしての対応策を策定し、発生に備える。また、特定の感染症の院内集団発生を検知した場合は、県担当部、国立感染症研究所などと連携を取って対応する。

7．当院の院内感染対策指針の閲覧に関する基本方針

本指針は、院内LANを通じて全職員が閲覧できる。また、当センターホームページにおいて一般に公開する。

平成19年 6月18日

平成25年10月 1日改訂